

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

国では、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくための給付金を支給しています。

申請の締め切りが近くなっていますので、以下に当てはまる方で、申請を希望される方はご確認ください。

【対象者】以下の全てに該当する方

- ① ひと月の売上が**前年同月比で50パーセント以上減少**した方
 - ② 2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある方
 - ③ 法人の場合は、次のいずれかに当てはまる方
 - ・資本金等の総額が10億円未満
 - ・定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下
- ※創業者特例もあります。詳細はお問い合わせください。

【給付額】

中小法人等 上限**200万円** 個人事業者等 上限**100万円**

【申請期間】 **令和3年1月15日(金)まで** ※電子申請のみ



▲中小企業庁のホームページはこちら

●ご不明な点がございましたらご相談ください

- ・申請方法や給付金額の算出方法等 専門コールセンター ☎0120-279-292 または
☎03-6832-6631 (IP電話専用回線)
産業課 商工観光係 ☎62-9342

【富士見町内事業者のための】

富 士 見 町 持 続 化 給 付 金 追 加 支 援 事 業

☎産業課 商工観光係 ☎62-9342

町では、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、国の持続化給付金を給付された方を対象に、給付金の上乗せ事業を行っています。

【対象者】

- ①国の持続化給付金を給付された方
- ②法人の場合は、町内に本店所在地の法人登記が行われている方
個人事業者の場合は、町内に住所を有する方
- ③町税等の滞納が無い方

【給付額】

国の持続化給付金で給付された金額に
2/10を乗じた金額以内で**最大20万円**まで

【申請期間】 **令和3年3月31日(水)まで**

【申請方法】

役場担当窓口（2階⑩番窓口）または、町ホームページ※にて申請書等を入手後、添付書類を確認のうえ、提出ください。

※ホームページ：<https://www.town.fujimi.lg.jp/page/jizokukakyuuhukin-tuikasien.html>



▲富士見町のホームページはこちら